

認定NPO法人制度 Q&A

Q1 認定NPO法人とはなんですか？

A1 認定NPO法人とは、NPO法人のうち公益性、運営組織や活動について、「一定の基準を満たしている」と所轄庁が認定したNPO法人をいいます。

Q2 認定NPO法人になることによるメリットはありますか？

A2 認定NPO法人になると次の①～④の税制上のメリットがあります。

①個人が認定NPO法人に寄附した場合：寄附金控除（所得控除又は税額控除）が受けられます。

②法人が認定NPO法人に寄附した場合：通常とは別枠の損金算入限度枠があります。

③相続財産を認定NPO法人に寄附した場合：寄附した相続財産は非課税となります。

④みなし寄附金制度：認定NPO法人自身の税制上の優遇措置として、収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます。

Q3 認定NPO法人になるための基準にはどんなものがありますか？

A3 認定NPO法人になるには次の①～⑧の基準を満たす必要があります。

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）に適合していること
- ②事業活動について、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

8つの基準



Q4 認定基準のパブリック・サポート・テスト（PST）とはなんですか？

A4 パブリック・サポート・テスト（PST）とは、NPO法人が広く一般から支持されているかどうかを判定する基準です。
次の①から③のいずれかの基準をみたす必要があります。

①【相対値基準】経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上である。

$$\text{寄附金等収入金額} \quad \geq 20\% \\ \text{（計算式イメージ）} \quad \frac{\text{経常収入金額}}{\text{寄附金等収入金額}}$$

②【絶対値基準】寄附金額年3,000円以上の寄付者の数が平均100人以上である。

③【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている。（※現在、指定を受けている団体はありません。）

Q5 パブリック・サポート・テスト（PST）以外の基準は、満たしているのですが…

A5 設立後5年以内の法人であれば、PST基準が不要となる仮認定を受けることができます。仮認定にも、一部税制上のメリットがあります（上記A2の①②）。また、仮認定の有効期間は3年間となっており、更新はできません。なお、改正NPO法施行後3年間（平成27年3月31日まで）は、設立後5年を超えた法人も仮認定の申請することができます。

Q6 認定や仮認定の申請はどこに相談すればよいのでしょうか？

A6 認定・仮認定についてのお問合せは、下記窓口までお願いします。

【認定NPO法人の申請窓口】

○山形県県民文化課県民活動プロスポーツ支援室（023-630-3157）

※山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町のみに事務所を置く場合

○村山総合支庁地域振興課（023-621-8354）

※村山地域に主たる事務所を置く場合。ただし、山形市、上山市、村山市及び河北町のみに事務所を置く場合を除く。

○最上総合支庁地域振興課（0233-29-1239）

※最上地域に主たる事務所を置く場合。

○置賜総合支庁地域振興課（0238-26-6018）

※置賜地域に主たる事務所を置く場合。ただし、南陽市ののみに事務所を置く場合を除く。

○庄内総合支庁総務課（0235-66-5417）

※庄内地域に主たる事務所を置く場合。ただし、庄内町のみに事務所を置く場合を除く。

